

平成 25 事業年度 事業計画書

平成 25 年 10 月

指定海上防災機関

一般財団法人海上災害防止センター

平成 25 事業年度（平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間）における指定海上防災機関一般財団法人海上災害防止センターの事業計画は、次のとおりとする。

平成 25 事業年度においては、独立行政法人海上災害防止センターからその資産及び業務を滞りなく承継し、指定海上防災機関として防災措置の実施、防除資機材の保有等、海上防災訓練、調査研究など海上防災業務を的確に実施するとともに、新規業務にも積極的に取り組み、指定海上防災機関として安定的な事業の実施を図ることとする。

また、海上防災業務以外の業務として、海上防災業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼさない範囲内で、湖沼、河川等において、陸上危険物輸送事業者等を対象とする新規事業の開発にも取り組む。

1. 海上防災業務

(1) 1・2号業務（防災措置の実施）

① 排出油等防除措置

海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託を受けて、排出油等の防除のための措置を実施する。

② 消防措置

船舶所有者その他の者からの委託を受けて、消火及び延焼の防止のための措置を実施する。

(2) 3号業務（防除資機材の保有等）

① HNS 防除資機材等の保有等

ア 特定油以外のガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質（「HNS」という。）の防除資機材を保有し、及び排出油等の防除に関する知識を有する要員を確保し、船舶所有者その他の者の依頼により、その利用に供する。

HNS 資機材要員配備基地 31 基地

イ 対象船舶が適用海域を航行するとき、船舶所有者からの依頼により HNS 防除資機材の配備及び要員の確保を証する書類を発行する。

HNS 資機材要員配備証明書発行予定件数 918 件

② 海上災害セーフティサービス

臨海部石油コンビナート地域における石油・石化企業等に対し、HNS 等の排出事故に対応するための海上災害セーフティサービス（「MDS S」という。）を提供する。

MDS S 契約予定事業所数 210 事業所

③ 特定油防除資機材の保有等

ア 特定油防除資材及び油回収装置を保有し、船舶所有者その他の者の

- 依頼により、その利用に供する。
- | | |
|-------------|-------|
| 特定油防除資材備付基地 | 32 基地 |
| 油回収装置配備基地 | 10 基地 |
- イ 特定油防除資材又は油回収装置の保管等を委託している業者に、油回収装置の運用、特定油防除資材の搬出訓練を実施させる。
- | | |
|-----------------|-------|
| 特定油防除資材搬出訓練予定基地 | 11 基地 |
| 油回収装置運用訓練予定基地 | 7 基地 |
- ウ 対象船舶が適用海域を航行するとき、船舶所有者からの依頼により特定油防除資材の備付け及び油回収装置の配備を証する書類を発行する。
- | | |
|--------------------|-------|
| 特定油防除資材備付証明書発行予定件数 | 625 件 |
| 油回収装置等配備証明書発行予定件数 | 433 件 |
- エ 国家石油備蓄基地における特定油防除資材に関し、委託に基づき維持管理業務を行う。
- ④ 消防船による火災警戒
- 消防船 2 隻（おおたき及びきよたき）を保有し、船舶所有者その他の者から委託を受けて、東京湾においてタンカー等の航行中、停泊中及び荷役中の火災警戒を行う。
- | | |
|----------|---------|
| 対象船舶予定隻数 | 1,057 隻 |
|----------|---------|
- ⑤ その他
- ①～④のほか、船舶所有者その他の者からの委託を受けて、HNS 等の排出事故に対応するためのサービスを提供する。
- (3) 4号業務（海上防災訓練）
- ① STCW条約に基づく船員法の規定により、消防訓練を受けることが必要な危険物積載船に乗組む船舶職員に対して消火実習を主体とした訓練を行う。
- また、タンカー、カーフェリー、旅客船、警戒業務用船等の乗組員、石油コンビナート企業の従業員等に対し、消防、排出油等防除訓練などの海上防災措置に関する座学及び実習を行う。
- | | |
|----------|-------|
| 訓練受講予定者数 | 744 人 |
|----------|-------|
- ② 防災訓練所において各種団体からの委託を受けて、危険物火災及び排出油等の防除などに関する教育訓練を行う。
- ③ その他
- ア 契約防災措置実施者の防除措置に係る技能の向上を図るため、契約防災措置実施者に対して、危険物火災及び排出油等の防除などに関する教育訓練並びにHNS等防除資機材の取扱訓練等を行う。
- イ 石油・石化企業等からの委託を受けて、危険物火災及び排出油等の防除などに関する教育訓練を行う。
- ウ 国家石油備蓄基地等からの委託を受けて、当該企業等の流出油事故

等への対応計画に対応した組織演習、実働訓練等を実施し、より実用的な計画への改定提案を行う。

(4) 5号業務（調査研究）

① 調査研究の実施

次の調査研究を実施する。

ア 潮流調査及びHNS等海上流出対応手法に関する調査研究

イ 相馬LNG基地の海上防災対策に関する調査研究

ウ 日向LNG基地の海上防災対策に関する調査研究

エ その他海上防災に関する調査研究

② 成果の普及・啓発

これまでの調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で継続公開し、引き続き、成果の普及・啓発を図る。

(5) 6号業務（情報の収集等）

海上防災のための措置に関する情報を収集整理し、船舶所有者その他の者への情報の提供を行う。

(6) 7号業務（指導及び助言）

船舶所有者その他の者からの委託を受けて、海上防災に関する指導助言を行う。

(7) 8号業務（国際協力）

① 開発途上国関係機関の防災従事者等に対し、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修を行う。

② その他海上災害の防止に関する国際協力の推進を行う。

(8) 9号業務（その他）

(1)～(7)の業務に附帯する業務を行う。

2. 海上防災業務以外の業務

海上防災業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼさない範囲内で、湖沼、河川等において、次に掲げる業務を実施する。

① 陸上危険物輸送事業者等からの委託を受けて、排出油等の防除、消火及び延焼の防止のための措置を実施する。

② 陸上危険物輸送事業者等からの委託を受けて、HNS等の排出事故に対応するためのサービスを提供する。